

益城町水道課負担による給水装置修繕申請書

益城町水道事業管理者 様

今般、益城町大字_____番地に布設

した給水管において、益城町水道課にて管理する配水管からの分岐部分から宅地内の
量水器までの部分で漏水が発生しました。本来、給水装置は個人の財産であり、自己
負担にて修繕するところではありますが、緊急性を要するため裏面記載の留意事項を充
分理解したうえで、益城町水道課負担での修繕を申請致します。

令和 年 月 日

(申 請 者)

住 所 : _____

氏 名 : _____

連絡先 : _____

＜ 益城町水道課 給水装置漏水修繕における留意事項 ＞

本紙は、水資源の有効利用及び有収率の向上、漏水箇所での車両等の通行の安全性を考慮するため、給水装置所有者の申請に基づき、益城町水道課による負担によって当該給水装置の修繕を施行することになった場合についての留意事項。

【 益城町水道課負担による修繕範囲 】 **※地下漏水に限る**

益城町水道課が管理する配水管の分岐部分から宅地内の量水器までにおける自然漏水（経年劣化によるもの）のみとする。

但し、以下の場合には益城町水道課での修繕は施行しないものとする。

- (1) 漏水の原因が給水装置の所有者もしくは使用者の毀損によるもの
- (2) 受水槽の二次側の漏水
- (3) 公共施設内での漏水
- (4) 修繕に必要な掘削、取壊し又は復旧について、施行が困難な箇所

【 修繕方法について 】

- ・ 修繕は漏水箇所の修繕による応急復旧とする。但し、益城町水道事業管理者が必要と認める場合、布設替もしくは量水器の移設を行うことが出来る。
- ・ 掘削及び取壊しした際の復旧は、掘削箇所の埋戻し／コンクリート（もしくはモルタル）補修／アスファルト舗装（応急復旧用の合材含む）までとする。タイル等の特殊な資材による復旧は給水装置所有者の自己負担にて修繕を行う。
- ・ 修繕の際に支障となる樹木等は、所有者の許可を得て撤去もしくは移植を行うが、移植後に樹木が枯死してもその補償は行わない。